私は、西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について、反対の立場で討論いたします。

本規約の一部変更は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴うものです。私が反対する理由はここにあります。

今回の国の法の一部改正は、教育委員長と教育長を一本化して、新たな教育長を設置して、その権限を強め、さらには、首長が直接その新教育長を任命する。すなわち、教育行政に対する首長の権限を極めて大きなものとする狙いによるものであります。

大阪市の橋下市長がこのような権限強化を提唱し始めたことからも判るように、教育現場を首長の管轄下におこうとする動きはかつてなく大きく、私はこの点を非常に危惧するものであります。現に、大阪府では、当時の橋下知事に推挙された教育長がパワハラを認定され、辞任に至っています。つい2週間前のことです。

戦後70年に亙って自民党政権が維持してきた集団的自衛権の解釈や憲法についての考え方を大きく変えようとする安倍政権が、教育においても、首長の権限を強めようとする現れであり、いわゆる「レイマンコントロール」=教育の専門家ではない一般の市民の意向を教育行政に反映させようという考え方、戦前の教育に対する反省点でありますが、それを後退させることが懸念されています。この点については、多くの学校現場、それも管理職の先生方からも政治の教育への介入を憂慮する声が上がっています。皆さんもご存じの通りです。

教育委員会制度自体は継続されるものの、新教育長は、教育委員会の会務を総理し、会議の主宰者として具体的な事務執行の責任者となります。「これまでも、教育長は教育委員会をリードしてきたではないか」との意見がありますが、これは詭弁であり、委員のひとりという位置づけを変えることとは論点が違います。制度として主たる位置に据える、それは何故かという点を私たちは考察すべきと考えます。任期は3年と従前の4年より短くなったのは首長の任期に連動させようということでありましょう。

大津のいじめ事件では教育委員会の動きが遅く、かつ首長の意向・世論に反するものであったため、こうした事件でも首長はじめ国が教育委員会に指示できることを明確化した改正でもありますが、いじめへの対処は、国が個々の事件に直接関与すれば解決する単純なものでありましょうか。

国は、地方教育行政が円滑に機能するための長期的な制度設計、 人を育てるために欠かせないのは人であるとの認識に立った予算措 置。先進国並みの予算額の実現にこそ力を注ぐべきであります。

さて、本規約の改正に戻ります。

変更される第8条第1号では、委員として関係市町の委員長、第2号で教育長とあるものを教育長及び委員の代表1名とするものですが、いずれ教育長の権限を優先するに他なりません。第4条では、西三河教育事務協議会の事務を教員の任免、その他の進退の内申に関する事務と定めています。本規約の教員への影響力は非常に強いと理解し、この点からも、先に述べた国の法改正に伴う危惧を思わざるを得ません。

以上、本規約の一部変更に対する私の反対討論といたします。教育行政の在り方を今一度、深く考える機会として、議員諸氏の賛同を期待するものです。